

【広域型】特別養護老人ホームいなわしろホーム長期入所利用料金のご案内

令和8年6月1日現在

(1) 基本料金〔介護福祉施設サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）〕 ※1割負担の場合

要介護度	居室形態	1日あたりの自己負担
		従来型個室（Ⅰ） 多床室（Ⅱ）
1		¥589
2		¥659
3		¥732
4		¥802
5		¥871

長期入所は原則として、要介護3～5の方が対象となりますが、要介護1,2の方で以下の要件に該当し、日常生活に支障を来すような症状等が見られ、心身の安全・安心の確保が困難な場合、特例的に入所が認められます。詳細は、指針をご確認ください。

①認知症 ②知的障害・精神障害 ③深刻な虐待 ④介護者が不在等

※介護福祉施設サービス費は高額介護サービス費の対象です。
詳細は高額介護サービス費の負担限度額をご確認ください。

(2) 食費と居住費

1日あたりの自己負担額		基準額	所得段階別の負担限度額区分※			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
			老齢福祉年金受給者 生活保護受給者など	住民税世帯非課税で 年間所得金額が80万 円以下かつ預貯金等 の合計が650万円（夫 婦は1,650万円）以下	住民税世帯非課税で 年間所得金額が80万 円超120万円以下かつ 預貯金等の合計が550 万円（夫婦は1,550万 円）以下	住民税世帯非課税で 年間所得金額が120万 円以上かつ預貯金等 の合計が500万円（夫 婦は1,500万円）以下
食費		¥1,445	¥300	¥390	¥650	¥1,360
居住費	従来型個室	¥1,397	¥380	¥480	¥880	¥880
	多床室	¥915	¥0	¥430	¥430	¥430

【特定入所介護サービス費】

入所になりますと原則として施設に住所異動いたします。それによりご本人の所得等に応じた負担軽減を受けられる場合があります。別途各市町村への申請が必要で、各市町村が判定します。

※ 所得とは、合計所得金額と課税年金収入額の合計を指します。
入所者が住民税非課税であっても、**配偶者が課税されている場合**には、**負担軽減の対象外**となり、基準額での負担となります。

(3) 加算 ※1割負担の場合

①1日ごとに計上する加算

◇サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	¥22	職員数などが基準を満たして勤務しています。
◇個別機能訓練加算（Ⅰ）	¥12	常勤専従の理学療法士等を配置し、個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っています。
◇看護体制加算（Ⅰ）ロ	¥4	常勤の看護師を1名以上配置しています。
◇看護体制加算（Ⅱ）ロ	¥8	基準を上回る看護職員を配置し、看護職員による24時間の連絡体制を確保しています。
◇認知症専門ケア加算（Ⅰ）	¥3	認知症介護実践リーダー研修修了者が認知症ケアに係る情報共有や指導会議を定期的に行っています。
◇精神科医療養指導加算	¥5	精神科医師により月2回以上の定期的な療養指導を行っています。
◇初期加算	¥30	入所後30日間、また30日を超える入院後、施設に戻る場合に算定します。

②1ヶ月ごとに計上する加算

◇口腔衛生管理加算（Ⅰ）	¥90	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月2回以上口腔ケアを行っています。
◇口腔衛生管理加算（Ⅱ）	¥110	上記に加え、口腔衛生に係る必要な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために、必要な情報を活用します。
◇個別機能訓練加算（Ⅱ）	¥20	機能訓練に係る必要な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために、必要な情報を活用します。
◇個別機能訓練加算（Ⅲ）	¥20	機能訓練に係る必要な情報を関係職種の間で一体的に共有し、必要に応じて機能訓練計画の見直しを行います。
◇自立支援促進加算	¥300	医師等と連携し、利用者の自立を促す取組を推進、支援計画を作成、実施します。
◇科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	¥40	様々なケア記録を厚生労働省に提出し、得られるフィードバックをもとに、施設サービス計画を見直す等活用します。
◇科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	¥50	上記に加え、服薬情報等を提出し、得られるフィードバックをもとに、施設サービス計画を見直す等活用します。
◇ADL維持等加算（Ⅰ）	¥30	日常生活動作(ADL)を指標に用いて、6ヶ月ごとの状態に変化が見られた場合算定されます。
◇ADL維持等加算（Ⅱ）	¥60	上記において、ADLの維持等の条件により、加算されます。（Ⅰ）との併算定はされません。
◇認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	¥120	認知症介護実践リーダー研修修了者が認知症ケアに係る情報共有や指導会議を定期的に行っています。
◇生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	¥10	ICT機器を導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保と職員の負担軽減を定期的に行っています。
◇介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	16.3%	介護職員の処遇を改善し、質の向上を図ります（1ヶ月の合計介護保険単位数×16.3%）。

③その他実績に基づく加算（1日あたり）

◇経口移行加算（限度：180日）	¥28	経口での食事に移行する計画を多職種が共同して作成し、実施します。
◇療養食加算（限度：3回/日）	-	6円/回。医師の発行する食事箋に基づき、疾病治療として療養食を提供した場合。
◇在宅・入所相互利用加算	¥40	ベッドを複数人で使用しながら3ヶ月を限度として施設生活と在宅生活の相互利用を図る場合。
◇再入所時栄養連携加算	¥200	入院後、栄養管理が大きく異なる場合、入院医療機関の管理栄養士と連携、栄養管理の調整を行います。
◇退所時情報提供加算	¥250	医療機関へ退所する際に生活支援上の留意点等の情報を提供、連携します。
◇退所時栄養情報連携加算	¥70	居宅や医療機関等へ退所する際に栄養管理に関する情報を提供、連携します。
◇看取り介護加算（Ⅰ）	-	死亡日1,280円、死亡前2日間680円、死亡前3日間から30日間は144円。死亡前31日から45日間は72円を加算します。
◇外泊費（限度：6日/月）	¥246	外泊や入院時に1ヶ月あたり最大6日間加算します。7日目以降は基準額の居住費が適用されます。
◇安全対策体制加算（入所時のみ）	¥20	安全管理対策部門を設置し、事故の防止や事故発生時の対応を適切に体制を取っています。

④その他実績に基づく加算（1月あたり）

◇経口維持加算（Ⅰ）	¥400	経口による継続的な摂食を行えるように経口維持計画を作成し、実施します。
◇経口維持加算（Ⅱ）	¥100	上記に、医師や歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士の内いずれか1名以上が加わります。
◇褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	¥3	褥瘡発生リスクを定期的に評価し、関連職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し、実施します。
◇褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	¥13	上記において、褥瘡の発生がないことを条件として加算されます。

(4) その他

◇おやつ代（1日あたり）	¥100	希望者のみで、経管栄養者は除きます。
◇金銭管理サービス費（1日あたり）	¥100	介護保険や医療保険などの手続き代行や通帳管理、各種支払いを代行します。
◇理容費	-	2,000円ほか。パーマ等実費となります。
◇電化製品（1月あたり）	-	1点1,000円/月（テレビ、電気毛布など）。
◇日用品費	¥50	入浴時、施設のタオルを使用すると50円の費用が掛かります。タオルの持ち込みは可能です。
◇医療費	-	受診代や薬代など医療保険などでの一部負担金です。
◇移送に係る費用	-	協力医療機関の通院や入院の移送サービスは無料。他機関の場合、ご家族での対応となります。
◇領収書の再交付	-	1通1年分を限度として3,000円となります。
◇定期健診や予防接種代	-	年1回の定期健診とインフルエンザの予防接種代が必要に応じてかかります。
◇居住費預かり金	-	入所時60,000円（充当がなければ退所時に払い戻しいたします）。

【地域密着型】特別養護老人ホームいなわしろホーム（ユニット型）長期入所利用料金のご案内

令和8年6月1日現在

(1) 基本料金〔介護福祉施設サービス費〕 ※1割負担の場合

居室形態	1日あたりの自己負担
要介護度	ユニット型個室
1	¥682
2	¥753
3	¥828
4	¥901
5	¥971

長期入所は原則として、要介護3～5の方が対象となりますが、要介護1,2の方で以下の要件に該当し、日常生活に支障を来すような症状等が見られ、心身の安全・安心の確保が困難な場合、特例的に入所が認められます。詳細は、指針をご確認ください。

①認知症 ②知的障害・精神障害 ③深刻な虐待 ④介護者が不在等

※介護福祉施設サービス費は高額介護サービス費の対象です。
詳細は高額介護サービス費の負担限度額をご確認ください。

(2) 食費と居住費

1日あたりの自己負担額	基準額	所得段階別の負担限度額区分※			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
		高齢福祉年金受給者 生活保護受給者など	住民税世帯非課税で 年間所得金額が80万円以下かつ預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	住民税世帯非課税で 年間所得金額が80万円超120万円以下かつ預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	住民税世帯非課税で 年間所得金額が120万円以上かつ預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下
食費	¥1,445	¥300	¥390	¥650	¥1,360
居住費	¥2,066	¥880	¥880	¥1,370	¥1,370

【特定入所介護サービス費】

入所になりますと原則として施設に住所異動いたします。それによりご本人の所得等に応じた負担軽減を受けられる場合があります。別途各市町村への申請が必要で、各市町村が判定します。

※ 所得とは、合計所得金額と課税年金収入額の合計を指します。

入所者が住民税非課税であっても、**配偶者が課税されている場合には、負担軽減の対象外**となり、基準額での負担となります。

(3) 加算 ※1割負担の場合

①1日ごとに計上する加算

◇サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥22	職員数などが基準を満たして勤務しています。
◇個別機能訓練加算(Ⅰ)	¥12	常勤専従の理学療法士等を配置し、個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っています。
◇看護体制加算(Ⅰ)イ	¥12	常勤の看護師を1名以上配置しています。
◇看護体制加算(Ⅱ)イ	¥23	基準を上回る看護職員を配置し、看護職員による24時間の連絡体制を確保しています。
◇認知症専門ケア加算(Ⅰ)	¥3	認知症介護実践リーダー研修修了者が認知症ケアに係る情報共有や指導会議を定期的に行っています。
◇精神科医療養指導加算	¥5	精神科医師により月2回以上の定期的な療養指導を行っています。
◇初期加算	¥30	入所後30日間、また30日を超える入院後、施設に戻る場合に算定します。

②1ヶ月ごとに計上する加算

◇口腔衛生管理加算(Ⅰ)	¥90	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月2回以上口腔ケアを行っています。
◇口腔衛生管理加算(Ⅱ)	¥110	口腔衛生に係る必要な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために、必要な情報を活用します。
◇個別機能訓練加算(Ⅱ)	¥20	機能訓練に係る必要な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために、必要な情報を活用します。
◇個別機能訓練加算(Ⅲ)	¥20	機能訓練に係る必要な情報を関係職種の間で一体的に共有し、必要に応じて機能訓練計画の見直しを行います。
◇自立支援促進加算	¥300	医師等と連携し、利用者の自立を促す取組を推進、支援計画を作成、実施します。
◇科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	¥40	様々なケア記録を厚生労働省に提出し、得られるフィードバックをもとに、施設サービス計画を見直す等活用します。
◇科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	¥50	上記に加え、服薬情報等を提出し、得られるフィードバックをもとに、施設サービス計画を見直す等活用します。
◇ADL維持等加算(Ⅰ)	¥30	日常生活動作(ADL)を指標に用いて、6ヶ月ごとの状態に変化が見られた場合算定されます。
◇ADL維持等加算(Ⅱ)	¥60	上記において、ADLの維持等の条件により、加算されます。(Ⅰ)との併算定はされません。
◇認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	¥120	認知症介護実践リーダー研修修了者が認知症ケアに係る情報共有や指導会議を定期的に行っています。
◇生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	¥10	ICT機器を導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保と職員の負担軽減を定期的に行っています。
◇介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	16.3%	介護職員の処遇を改善し、質の向上を図ります(1ヶ月の合計介護保険単位数×16.3%)。

③その他実績に基づく加算(1日あたり)

◇経口移行加算(限度:180日)	¥28	経口での食事に移行する計画を多職種が共同して作成し、実施します。
◇療養食加算(限度:3回/日)	-	6円/回。医師の発行する食事箋に基づき、疾病治療として療養食を提供した場合。
◇在宅・入所相互利用加算	¥40	ベッドを複数人で使用しながら3ヶ月を限度として施設生活と在宅生活の相互利用を図る場合。
◇再入所時栄養連携加算	¥200	入院後、栄養管理が大きく異なる場合、入院医療機関の管理栄養士と連携、栄養管理の調整を行います。
◇退所時情報提供加算	¥250	医療機関へ退所する際に生活支援上の留意点等の情報を提供、連携します。
◇退所時栄養情報連携加算	¥70	居宅や医療機関等へ退所する際に栄養管理に関する情報を提供、連携します。
◇看取り介護加算(Ⅰ)	-	死亡日1,280円。死亡前2日間680円、死亡前3日間から30日間は144円。死亡前31日から45日間は72円を加算します。
◇外泊費(限度:6日/月)	¥246	外泊や入院時に1ヶ月あたり最大6日間加算します。7日目以降は基準額の居住費が適用されます。
◇安全対策体制加算(入所時のみ)	¥20	安全管理対策部門を設置し、事故の防止や事故発生時の対応を適切に体制を取っています。

④その他実績に基づく加算(1月あたり)

◇経口維持加算(Ⅰ)	¥400	経口による継続的な摂食を行えるように経口維持計画を作成し、実施します。
◇経口維持加算(Ⅱ)	¥100	上記に、医師や歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士の内いずれか1名以上が加わります。
◇褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	¥3	褥瘡発生リスクを定期的に評価し、関連職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し、実施します。
◇褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	¥13	上記において、褥瘡の発生がないことを条件として加算されます。

(4) その他

◇おやつ代(1日あたり)	¥100	希望者のみで、経管栄養者は除きます。
◇金銭管理サービス費(1日あたり)	¥100	介護保険や医療保険などの手続き代行や通帳管理、各種支払いを代行します。
◇理容費	-	2,000円ほか。パーマ等実費となります。
◇電化製品(1月あたり)	-	1点1,000円/月(テレビ、電気毛布など)。
◇日用品費	¥50	入浴時、施設のタオルを使用すると50円の費用が掛かります。タオルの持ち込みは可能です。
◇医療費	-	受診代や薬代など医療保険などでの一部負担金です。
◇移送に係る費用	-	協力医療機関の通院や入院の移送サービスは無料。他機関の場合、ご家族での対応となります。
◇領収書の再交付	-	1通1年分を限度として3,000円となります。
◇定期健診や予防接種代	-	年1回の定期健診とインフルエンザの予防接種代が必要に応じてかかります。
◇居住費預かり金	-	入所時60,000円(充当がなければ退所時に払い戻しいたします)。